

青森県報

第三百二十号

令和三年
六月十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
 - 右 同……………(同) ……一
 - 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二
 - 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……二
 - 右 同……………(同) ……二
 - 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……二
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……三
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……三
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三
 - 建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……三
 - 右 同……………(同) ……四
 - 右 同……………(下北地域民局) ……四
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事務局) ……四
 - 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五

正 誤

○令和三年五月二十一日定例出先機関中……………(下北地域民局) ……五

告 示

青森県告示第四百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日 止
深浦町国民健康保険関係診療所	西津軽郡深浦町大字関字柝沢七八の二	令和三年六月十一日

青森県告示第四百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日 止
小村歯科医院	三戸郡五戸町字熊ノ沢二五の二三	令和三年六月十一日

青森県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
医療法人小村歯科医院	三戸郡五戸町字熊ノ沢二五の六	令和三年六月十一日

青森県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業の種類	居宅介護事業者	指 定 日
	主たる事務所の所在地			
柏崎秀一	八戸市下長四丁目五の一九	居宅療養管理指導	柏崎歯科階上診療所	令和三年六月十一日
	三戸郡階上町大字道仏字三ケ吠三の五三七			

青森県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定によ

り、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者	名 称	介 護 予 防 事 業 所	指 定 日
	主たる事務所の所在地		
柏崎秀一	八戸市下長四丁目五の一九	介護予防居宅療養管理指導	令和三年六月十一日
	三戸郡階上町大字道仏字三ケ吠三の五三七		

青森県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所	休 止 日
	主たる事務所の所在地		
医療法人なごみ会	上北郡東北町字上笹橋二三の八	指定居宅介護支援事業所まごころ	令和三年六月十一日
	上北郡東北町字上笹橋二三の八		

青森県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定によ

青森県告示第四百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	休止年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
医療法人なごみ会	指定居宅介護支援事業所まごころ	令和三年四月三日
上北郡東北町字上笹橋二三の八	上北郡東北町字上笹橋二三の八	

青森県告示第四百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
駅前クリニック	五所川原市大町一	令和三年七月三日

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、水元排水路地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更新型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
- 令和三年六月十四日から同年七月九日まで
- 三 縦覧の場所
- 鶴田町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社長谷川建築事務所
 - 二 代表者の氏名 長谷川映司
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市桜川四丁目二七の一五
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二八)第一五四六六号
 - 五 取消年月日 令和三年五月十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しに係る一般建設業の許可
- 令和三年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社館岡建設工業
 - 二 代表者の氏名 館岡悠樹
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市西大野一丁目四の一五
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二九)第一〇〇八八九号
 - 五 取消年月日 令和三年五月十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しに係る一般建設業の許可
- 令和三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 広田建設株式会社
 - 二 代表者の氏名 廣田忠行
 - 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字土手内七四の三四四
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般一―)第九六一一号
 - 五 取消年月日 令和三年四月二十一日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しに係る一般建設業の許可
- 令和三年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和三年六月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

令和 第三二二 号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
	出先機関		四	下	一二	下北地域県民局告示第一号	下北地域県民局告示第二号

下北地域県民局

政党以外の政治団体			自由民主党平内町支部 (佐々木 徳正)			自由民主党西目屋村支部 (桑田 定信)		
政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	代表者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	異動事項
沼尾啓一後援会 (小笠原 政喜)	新	小笠原 政喜	桑田 定信	桑田 定信	中津軽郡西目屋村大字大秋字都谷森九四の二	三上 慶藏	三上 慶藏	新
青森県LPガス政治連盟 (葛西 信二)	旧	小笠原 政喜	亀田 弘徳	亀田 弘徳	中津軽郡西目屋村大字田代字神田三〇六	三上 慶藏	三上 慶藏	旧
会計責任者	異年月日	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	異年月日
木戸 照久	三・五・二四	小笠原 政喜	桑田 定信	桑田 定信	桑田 定信	三上 慶藏	三上 慶藏	三・四・二五

正 誤

沼尾啓一後援会	政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
小笠原 政喜	小笠原 政喜	小笠原 政喜	令和 三・五・三

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年六月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円